

## ○森林整備補助金交付規則

昭和48年10月12日規則第73号

改正	昭和 49 年 11 月 29 日規則第 83 号 昭和 51 年 11 月 30 日規則第 73 号 昭和 53 年 8 月 4 日規則第 63 号 昭和 55 年 7 月 4 日規則第 60 号 昭和 56 年 8 月 25 日規則第 73 号 昭和 59 年 6 月 22 日規則第 56 号 昭和 61 年 3 月 31 日規則第 56 号 昭和 62 年 12 月 15 日規則第 83 号 平成 2 年 11 月 1 日規則第 63 号 平成 5 年 3 月 30 日規則第 42 号 平成 7 年 3 月 31 日規則第 48 号 平成 9 年 3 月 27 日規則第 12 号 平成 12 年 3 月 15 日規則第 25 号 平成 13 年 3 月 15 日規則第 18 号 平成 14 年 11 月 29 日規則第 111 号 平成 15 年 10 月 1 日規則第 102 号 平成 17 年 6 月 30 日規則第 69 号 平成 18 年 5 月 19 日規則第 110 号 平成 20 年 10 月 17 日規則第 77 号 平成 22 年 3 月 31 日規則第 36 号 平成 24 年 7 月 13 日規則第 49 号 平成 26 年 8 月 22 日規則第 55 号 平成 29 年 3 月 21 日規則第 21 号 令和元年 9 月 27 日規則第 33 号	昭和 50 年 12 月 23 日規則第 71 号 昭和 52 年 12 月 20 日規則第 80 号 昭和 54 年 8 月 10 日規則第 58 号 昭和 56 年 1 月 13 日規則第 2 号 昭和 58 年 9 月 13 日規則第 51 号 昭和 60 年 11 月 29 日規則第 90 号 昭和 62 年 2 月 20 日規則第 4 号 平成 2 年 3 月 20 日規則第 10 号 平成 4 年 3 月 31 日規則第 45 号 平成 6 年 3 月 31 日規則第 133 号 平成 8 年 3 月 29 日規則第 29 号 平成 10 年 3 月 31 日規則第 70 号 平成 12 年 6 月 12 日規則第 197 号 平成 13 年 10 月 29 日規則第 131 号 平成 15 年 6 月 25 日規則第 85 号 平成 16 年 6 月 11 日規則第 63 号 平成 18 年 3 月 31 日規則第 98 号 平成 19 年 10 月 19 日規則第 106 号 平成 21 年 12 月 15 日規則第 69 号 平成 23 年 10 月 21 日規則第 64 号 平成 25 年 7 月 30 日規則第 65 号 平成 27 年 8 月 25 日規則第 78 号 平成 29 年 11 月 17 日規則第 63 号 <u>令和 2 年 8 月 4 日規則第 55 号</u>
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 森林整備補助金交付規則

#### (目的)

第1条 この規則は、森林整備事業を行う者に対して補助金を交付することにより、森林の有する国土の保全、水源のかん養、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能の維持及び増進を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規則において「森林整備事業」とは、森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業及び機能回復整備事業をいう。

2 この規則において「森林環境保全直接支援事業」とは、別に林野庁長官が承認する森林環境保全整備事業計画に基づいて行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人工造林 優良な育成单層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、苗木の植栽、播種、施肥並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去をいう。
- (2) 樹下植栽等 次のいづれかに該当するものをいう。

ア 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木(森林の最上層を構成する立木をいう。以下同じ。)が別に定める林齢の森林(長期育成循環施業(森林資源の循環利用を推進するために森林を長期に育成する施業をいう。以下同じ。)の対象となる森林にあっては、上層木が別に定める林齢の人工林)において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、苗木

の植栽又は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌芽の除去

イ 天然更新(植林等の人為によらず森林が造成されることをいう。以下同じ。)による森林の育成を目的として行う地拵え、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰並びに林木の枝葉の除去

(3) 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去並びにこれらに併せて行う施肥をいう。

(4) 雪起こし 別に定める林齢の森林において行う雪圧による倒伏木を起こすこと(次号の倒木起こしに該当するものを除く。)をいう。

(5) 倒木起こし 別に定める林齢の森林において行う気象災害、火災、病虫害等(以下「気象災害等」という。)による倒伏木を起こすことをいう。

(6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う林木の枝葉の除去又は間伐(第9号に掲げる間伐をいう。)若しくは更新伐(第10号に掲げる更新伐をいう。)と一体的に行う林木の枝葉の除去をいう。

(7) 除伐 別に定める林齢の森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰をいう。

(8) 保育間伐 適正な密度管理を目的として別に定める要件を満たす森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰をいう。

(9) 間伐 適正な密度管理を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰並びにこれら除去又は淘汰した不用木等の搬出及び集積をいう。

(10) 更新伐 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進又は天然林における質的及び構造的な改善のための適正な更新を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、支障木及びあばれ木の伐倒並びにこれら除去又は淘汰した不用木等の搬出及び集積

イ 長期育成循環施業において、人工林における育成複層林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、支障木及びあばれ木の伐倒並びにこれら除去又は淘汰した不用木等の搬出及び集積をいい、伐採率及び伐採の方法については、別に定めるもの

ウ 長期育成循環施業において、人工林における育成複層林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、支障木及びあばれ木の伐倒並びにこれら除去又は淘汰した不用木等の搬出及び集積をいい、伐採面積については、別に定めるもの

(11) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備(ただし、ア(イ)にあっては、一体的に実施しないものを含む。)であって、次に掲げるものをいう。

ア 鳥獣害防止施設等整備

(ア) 施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備

(イ) 施設改良 既に整備された鳥獣害防止施設(森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5第1項に規定する市町村森林整備計画において、同条第2項第9号に規定する鳥獣害防止森林区域として定められた区域内に整備されたものに限る。以下同じ。)の改良

イ 林内作業場及び林内かん水施設整備 苗木仮植場、資機材置場、間伐材の搬出、集積等のた

## めの林内作業場及び林内かん水施設の整備

ウ 林床保全整備 造林地の保全を目的として行う土壤の適性の維持を図るための、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、苗木の植栽、播種、施肥、雑草及び雑木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工、土留工等

エ 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒廃竹林の整備(全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が前各号に掲げる施業に係る事業量を超えるものを除く。)

(12) 森林作業道整備 別に定める森林作業道作設指針に適合する作業道(以下「森林作業道」という。)の開設及び改良であって、第1号から第10号までのいずれかの施業と一体的に実施するもののうち、知事が適當と認めるものをいう。

3 この規則において「特定森林再生事業」とは、森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び保全松林緊急保護整備をいう。

4 この規則において「森林緊急造成」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 人工造林 優良な育成单層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、苗木の植栽、播種、施肥並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去をいう。

(2) 樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が別に定める林齢の森林(長期育成循環施業の対象となる森林にあっては、上層木が別に定める林齢の人工林)において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、苗木の植栽又は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌芽の除去

イ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰並びに林木の枝葉の除去

(3) 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去並びにこれらに併せて行う施肥をいう。

(4) 雪起こし 別に定める林齢の森林において行う雪圧による倒伏木を起こすこと(次号の倒木起こしに該当するものを除く。)をいう。

(5) 倒木起こし 別に定める林齢の森林において行う気象災害等による倒伏木を起こすことをいう。

(6) 除伐 別に定める林齢の森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰をいう。

(7) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備(ただし、ア(イ)にあっては、一体的に実施しないものを含む。)であって、次に掲げるものをいう。

ア 鳥獣害防止施設等整備

(ア) 施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備

(イ) 施設改良 施設改良 既に整備された鳥獣害防止施設の改良

イ 林内作業場及び林内かん水施設整備 苗木仮植場、資機材置場、間伐材の搬出、集積等のための林内作業場及び林内かん水施設の整備

ウ 林床保全整備 造林地の保全を目的として行う土壤の適性の維持を図るための、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、苗木の植栽、播種、施肥、雑草及び雑木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工、土留工等

エ 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒廃竹林の整備(全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が前各号に掲げる施業に係る事業量を超えるものを除く。)

(8) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって、第1号から第6号までのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

5 この規則において「被害森林整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、苗木の植栽、播種、施肥並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去をいう。

(2) 樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が別に定める林齢の森林(長期育成循環施業の対象となる森林にあっては、上層木が別に定める林齢の人工林)において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、苗木の植栽又は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌芽の除去

イ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰並びに林木の枝葉の除去

(3) 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去並びにこれらに併せて行う施肥をいう。

(4) 雪起こし 別に定める林齢の森林において行う雪圧による倒伏木を起こすこと(次号の倒木起こしに該当するものを除く。)をいう。

(5) 倒木起こし 別に定める林齢の森林において行う気象災害等による倒伏木を起こすことをいう。

(6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う更新伐(第9号に掲げる更新伐をいう。)と一体的に行う林木の枝葉の除去をいう。

(7) 除伐 別に定める林齢の森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰をいう。

(8) 保育間伐 適正な密度管理を目的として別に定める要件を満たす森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰並びにこれら除去又は淘汰した不用木等(被害木を含む。)の搬出及び集積をいう。

(9) 更新伐 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 人工林における育成複層林の造成及び育成若しくは広葉樹林化の促進又は天然林における質的及び構造的な改善のための適正な更新を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、支障木及びあばれ木の伐倒並びにこれら除去、淘汰又は伐倒した不用木等(被害木を含む。)の搬出及び集積

イ 長期育成循環施業において、人工林における育成複層林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒をいい、伐採率及び伐採の方法については、別に定めるもの

ウ 長期育成循環施業において、人工林における育成複層林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒をいい、伐採面積については、別に定めるもの

(10) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備(ただし、ア(イ)にあっては、一体的に実施しないものを含む。)であって、次に掲げるものをいう。

## ア 鳥獣害防止施設等整備

- (ア) 施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備
- (イ) 施設改良 既に整備された鳥獣害防止施設の改良
- イ 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒廃竹林の整備(全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が前各号に掲げる施業に係る事業量を超えるものを除く。)
- (11) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって、第1号から第9号までのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。
- (12) 森林保全再生整備 野生鳥獣による別に定める被害が発生した森林において行う次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 鳥獣害防止施設等整備 野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備及び既に整備された鳥獣害防止施設の改良
- イ 鳥獣の誘引捕獲 野生鳥獣を誘引し、捕獲すること(当該捕獲のために必要な施設の整備等を含む。)。

6 この規則において「重要インフラ施設周辺森林整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、苗木の植栽、播種、施肥並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去をいう。
- (2) 樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が別に定める林齢の森林(長期育成循環施業の対象となる森林にあっては、上層木が別に定める林齢の人工林)において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、苗木の植栽又は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌芽の除去
- イ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰並びに林木の枝葉の除去
- (3) 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去並びにこれらに併せて行う施肥をいう。
- (4) 雪起こし 別に定める林齢の森林において行う雪圧による倒伏木を起こすこと(次号の倒木起こしに該当するものを除く。)をいう。
- (5) 倒木起こし 別に定める林齢の森林において行う気象災害等による倒伏木を起こすことをいう。
- (6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う更新伐(第9号に掲げる更新伐をいう。)と一体的に行う林木の枝葉の除去をいう。
- (7) 除伐 別に定める林齢の森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰をいう。
- (8) 保育間伐 適正な密度管理を目的として別に定める要件を満たす森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰並びにこれら除去又は淘汰した不良木等(被害木を含む。)の搬出及び集積をいう。
- (9) 更新伐 次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 人工林における育成複層林の造成及び育成若しくは広葉樹林化の促進又は天然林における質的及び構造的な改善のための適正な更新を目的として別に定める林齢の森林において行う

不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木及びあばれ木の伐倒並びにこれら除去、淘汰又は伐倒した不用木等（被害木を含む。）の搬出及び集積

イ 長期育成循環施業において、人工林における育成複層林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒をいい、伐採率及び伐採の方法については、別に定めるもの

ウ 長期育成循環施業において、人工林における育成複層林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒をいい、伐採面積については、別に定めるもの

(10) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備（ただし、ア（イ）にあっては、一体的に実施しないものを含む。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 鳥獣害防止施設等整備

（ア） 施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備

（イ） 施設改良 既に整備された鳥獣害防止施設の改良

イ 林内作業場及び林内かん水施設整備 苗木仮植場、資機材置場、間伐材の搬出、集積等のための林内作業場及び林内かん水施設の整備

ウ 林床保全整備 造林地の保全を目的として行う土壤の適性の維持を図るための、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、苗木の植栽、播種、施肥、雑草及び雑木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工、土留工等

エ 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒廃竹林の整備（全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が前各号に掲げる施業に係る事業量を超えるものを除く。）

(11) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって、第1号から第9号までのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

7 この規則において「保全松林緊急保護整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保全松林健全化整備 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において公益的機能の高い健全な松林の整備を目的に行う衛生伐（松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成及び保全を図ることを目的として行う、被害木を含む不用木及び不良木の伐倒、搬出、集積、破碎、焼却及び薬剤処理をいう。以下同じ。）をいう。

(2) 松林保護樹林帯造成 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第7項に規定する樹種転換を目的に行う次に掲げる施業をいう。

ア 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、苗木の植栽、播種、施肥並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去をいう。

イ 樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。

（ア） 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が別に定める林齢の森林（長期育成循環施業の対象となる森林にあっては、上層木が別に定める林齢の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、苗木の植栽又は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌芽の除去

（イ） 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰並びに林木の枝葉の除去

- ウ 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去並びにこれらに併せて行う施肥をいう。
- エ 雪起こし 別に定める林齢の森林において行う雪圧による倒伏木を起こすこと(オの倒木起こしに該当するものを除く。)をいう。
- オ 倒木起こし 別に定める林齢の森林において行う気象災害等による倒伏木を起こすことをいう。
- カ 除伐 別に定める林齢の森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰をいう。
- キ 保育間伐 適正な密度管理を目的として別に定める要件を満たす森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰をいう。
- ク 更新伐 次のいずれかに該当するものをいう。
- (ア) 人工林における育成複層林の造成及び育成若しくは広葉樹林化の促進又は天然林における質的及び構造的な改善のための適正な更新を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒
- (イ) 長期育成循環施業において、人工林における育成複層林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒をいい、伐採率及び伐採の方法については、別に定めるもの
- (ウ) 長期育成循環施業において、人工林における育成複層林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒をいい、伐採面積については、別に定めるもの
- ケ 附帯施設等整備 衛生伐及びアからクまでのいづれかの施業と一体的に実施するもの(ただし、(ア)bにあっては、一体的に実施しないものを含む。)であって、次に掲げるものをいう。
- (ア) 鳥獣害防止施設等整備
- a 施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等の整備
- b 施設改良 既に整備された鳥獣害防止施設の改良
- (イ) 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒廃竹林の整備(全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が衛生伐及びアからクまでの施業に係る事業量を超えるものを除く。)
- コ 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって、衛生伐及びアからクまでのいづれかの施業と一体的に実施するものをいう。
- 8 この規則において「機能回復整備事業」とは、別に定めるところにより林野庁長官に提出する森林基盤整備事業計画に基づいて行う特定林地改良等、耕作放棄地等森林造成及び花粉発生源対策促進事業をいう。
- 9 この規則において「特定林地改良等」とは、別に定める要件を満たす土地において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 特定林地改良 土壤の改良による森林の生産力の回復を目的として行う地拵え、苗木の植栽、播種及び施肥並びに特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域の林木の育成に適さない土地において行う別に定める事業をいう。
- (2) 附帯施設等整備 前号の施業と一体的に実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。

ア 林木被害防止施設等整備 多様な森林の造成及び保全を目的として行う林木の被害の防止等に必要な施設等の整備

イ 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒廃竹林の整備(全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が前号の施業に係る事業量を超えるものを除く。)

(3) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって、第1号の施業と一体的に実施するものをいう。

10 この規則において「耕作放棄地等森林造成」とは、別に定める要件を満たす土地において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 人工造林 優良な育成单層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、苗木の植栽、播種、施肥並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去をいう。

(2) 樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が別に定める林齢の森林(長期育成循環施業の対象となる森林にあっては、上層木が別に定める林齢の人工林)において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、苗木の植栽又は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌(ぼう)芽の除去

イ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は播種、施肥、不用萌(ぼう)芽及び不用木の除去、不良木の淘汰並びに林木の枝葉の除去

(3) 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去並びにこれらに併せて行う施肥をいう。

(4) 雪起こし 別に定める林齢の森林において行う雪圧による倒伏木を起こすこと(次号の倒木起こしに該当するものを除く。)をいう。

(5) 倒木起こし 別に定める林齢の森林において行う気象災害等による倒伏木を起こすことをいう。

(6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う林木の枝葉の除去又は間伐(第9号の間伐をいう。)若しくは更新伐(第10号の更新伐をいう。)と一体的に行う林木の枝葉の除去をいう。

(7) 除伐 別に定める林齢の森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰をいう。

(8) 保育間伐 適正な密度管理を目的として別に定める要件を満たす森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰をいう。

(9) 間伐 適正な密度管理等を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去及び不良木の淘汰をいう。

(10) 更新伐 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進又は天然林における質的及び構造的な改善のための適正な更新を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒

イ 長期育成循環施業において、人工林における育成複層林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒をいい、伐採率及び伐採の方法については、別に定めるもの

ウ 長期育成循環施業において、人工林における育成複層林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒をいい、伐採面積については、別に定めるもの

(11) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。

ア 林木被害防止施設等整備 多様な森林の造成及び保全を目的として行う林木の被害の防止等に必要な施設等の整備

イ 林内作業場及び林内かん水施設整備 苗木仮植場、資機材置場、間伐材の搬出、集積等のための林内作業場及び林内かん水施設の整備

ウ 生育環境補完整備 造林木の確実かつ早急な成長を図るために行う筋工及び伏工等の簡易な工作物の設置

エ 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒廃竹林の整備(全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が前各号に掲げる施業に係る事業量を超えるものを除く。)

(12) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって、第1号から第10号までのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

11 この規則において「花粉発生源対策促進事業」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 花粉発生源植替え 花粉の発生源となっている森林において行う立木の伐倒、搬出及び集積、地拵え並びに別に定める苗木の植栽をいう。

(2) 附帯施設等整備 前号の施業と一体的に実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。

ア 林木被害防止施設等整備 多様な森林の造成及び保全を目的として行う林木の被害の防止等に必要な施設等の整備

イ 林内作業場及び林内かん水施設整備 苗木仮植場、資機材置場、間伐材の搬出、集積等のための林内作業場及び林内かん水施設の整備

ウ 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒廃竹林の整備(全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が前号の施業に係る事業量を超えるものを除く。)

(3) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって、第1号の施業と一体的に実施するものをいう。

12 この規則において「補助事業」とは、次に掲げる事業以外の森林整備事業をいう。

(1) すぎ、からまつ、ひのき、あかまつ又はくろまつを植栽する事業で、別に定める樹苗需給の確認がなされた苗木以外の苗木を植栽するもの

(2) 別に定める外国樹種以外の外国樹種を植栽する事業

(3) 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)第1条の規定による改正前の農地法(昭和27年法律第229号)第61条の規定に基づく売渡しを受けた土地に行う事業(知事の承認を受けた土地に行う事業を除く。)

(4) 知事が土地利用上適当でないと認める事業

(5) 病害虫の発生その他の理由により知事が成林の見込みがないと認める事業(知事が定める期間内に改植又は補植を行うものを除く。)

(6) その他知事が補助金の交付を不適当と認める事業

13 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行うもので、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。

(1) 森林環境保全直接支援事業 市町村、森林所有者(森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。)、森林組合等(森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以

下同じ。)、森林整備法人等(森林整備法人(分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第10条第2号に掲げる森林整備法人をいう。以下同じ。)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。)をいう。以下同じ。)、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる営利を目的としない者(以下「特定非営利活動法人等」という。)、同条第8号に掲げる農林水産大臣が定める基準に従った規約を有しているもの(以下「森林所有者の団体」という。)、森林経営計画(森林法第11条第5項の森林経営計画をいう。以下同じ。)の認定を受けた者(以下「森林経営計画策定者」という。)、特定間伐等促進計画(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。)において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者及び森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項の規定により県が公表する民間事業者(以下「民間事業者」という。)

- (2) 特定森林再生事業のうち森林緊急造成 市町村(自ら所有する森林において実施する場合であって森林所有者と事業の実施に係る協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林又は寄附、分収林契約解除等により公有化した森林であって別に定めるものにおいて実施する場合に限る。)並びに森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び民間事業者(自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって市町村及び森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。)
- (3) 特定森林再生事業のうち被害森林整備 市町村(自ら所有する森林において実施する場合、自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって森林所有者と事業の実施に係る協定を締結した場合又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施するときには限る。)並びに森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、別に定める要件を満たす森林経営計画策定者及び民間事業者(自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって市町村及び森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。)
- (4) 特定森林再生事業のうち重要インフラ施設周辺森林整備 市町村(自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって森林所有者及び重要インフラ施設(鉄道、道路等別に定める生活基盤の関連施設をいう。以下同じ。)の管理者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。)並びに森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び民間事業者(自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であって市町村、森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。)
- (5) 特定森林再生事業のうち保全松林緊急保護整備 市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体及び別に定める要件を満たす森林経営計画策定者及び民間事業者
- (6) 機能回復整備事業のうち特定林地改良等 市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人及び森林所有者の団体
- (7) 機能回復整備事業のうち耕作放棄地等森林造成 市町村
- (8) 機能回復整備事業のうち花粉発生源対策促進事業 市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者  
(補助金の交付の対象及び補助率等)

第3条 補助金は、事業主体が補助事業を行った場合に要した経費に対し、予算の範囲内で交付する。

2 補助率は、森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業(森林緊急造成及び被害森林整備に限る。)及び機能回復整備事業(耕作放棄地等森林造成及び花粉発生源対策促進事業に限る。)にあっては100分の40(市町村又は森林整備法人等が行う森林緊急造成及び重要インフラ施設周辺森林整備にあっては、100分の50)、特定森林再生事業のうち保全松林緊急保護整備及び機能回復整備事業のうち特定林地改良等にあっては100分の70(衛生伐にあっては、100分の75)とし、補助額は、別に定めるところにより査定する経費に補助率を乗じて得た額を下らない額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、原則として、森林整備事業が完了した後、別表に掲げる森林整備事業補助金交付申請書に同表に掲げる添付書類を添えて、別に定める提出期限までに所管する広域振興局長(以下「局長」という。)に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第5条 局長は、前条の申請書を受理したときは、当該書類の検査及び必要に応じ現地検査を行い、補助金を交付することが適當と認めたときは、補助金の交付の決定をしなければならない。

2 局長は、前項の決定をしたときは、その旨を当該補助金の交付の申請をした者に通知し、補助金を交付しなければならない。

(補助金の概算払)

第6条 局長は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助金の概算払に関し必要な事項は、別に定める。

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1) 補植、保育等成林に必要な管理を行うこと。

(2) 事業実施年度以降5年以上の森林保険に加入すること。(衛生伐、更新伐、附帯施設等整備及び森林作業道整備に係る補助を除く。)。

(3) 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内(特定森林再生事業のうち森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ施設周辺森林整備にあっては、事業の実施後おおむね10年を経過するまでの間)に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ当該補助事業の施行地を所管する局長にその旨届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(4) 森林環境保全直接支援事業のうち森林経営計画に基づいて行われたものについて、当該森林経営計画の認定の取消しを受けたときは、既に交付された当該事業に係る補助金相当額を返還すること。

(5) 森林環境保全直接支援事業のうち森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画(以下「実施権配分計画」という。)に基づいて行うものについて、同法第40条第1項及び第2項の規定により当該実施権配分計画が取消となった場合は、当該取消となった実施権配分計画に基づき、当該取消を受けた日から起算して過去5年以内に実施された当該事業に係る補助金相当額(査定係数170が適用される事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについて、当該

事業が査定係数90が適用される場合にあっては査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差)を返還すること。

- (6) 花粉発生源植替えのうち森林経営計画に基づかずに行われたものについて、当該花粉発生源植替えを実施した森林が当該事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象である森林にならないとき(天災その他のやむを得ない事情によるものとして局長が認めるときを除く。)は、交付を受けた当該花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。
- (7) 更新伐又は花粉発生源植替えを実施した場合において、当該事業の完了年度の翌年度から起算して2年を経過した後更新が確実に図られていないと局長が判断したときは、別に定める苗木の植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合は、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。ただし、更新伐にあっては、苗木の植栽以外の方法により確実に更新が図られると局長が認めた場合は、この限りでない。
- (8) 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過してもなお実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (9) 第2条第2項第10号イ、第5項第9号イ、第6項第9号イ、第7項第2号ク(イ)又は第10項第10号イの更新伐を実施した場合にあっては当該更新伐を実施した後に立木の材積が長期育成循環施業に係る協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る伐採を行ったとき、第2条第2項第10号ウ、第5項第9号ウ、第6項第9号ウ、第7項第2号ク(ウ)又は第10項第10号ウの更新伐を実施した場合にあっては当該更新伐を実施した年度から起算して5年以内に当該更新伐を実施した区域の隣接する区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (10) 森林保全再生整備を実施した場合において、当該森林保全再生整備の実施に要する経費について森林整備事業に係る補助金以外の補助金(国の補助に係るものに限る。)の交付を受けたときは、当該森林保全整備につき交付を受けた森林整備事業に係る補助金相当額を返還すること。
- 2 事業主体は、補助金の交付申請及び受領を代理人に委任して行う場合は、代理人に別に定める様式による森林整備事業補助金調書を作成させ、関係書類とともに整理保管させなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、局長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することがある。

(決定の取消し)

第8条 局長は、補助金の交付の決定のあった事業主体が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項若しくは第2項に規定する条件又は同条第3項の規定に基づき付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- 2 局長は、前項の規定に基づき取消しをしたときは、その旨を当該事業主体に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付の決定のあった事業主体は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、局長の命ずるところにより補助金を返還しなければならない。

(準用規定)

第10条 岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号)第16条の2から第19条までの規定は、この規則に基づく補助金について準用する。

別表(第4条関係)

提出書類	提出部数
別に定める様式による森林整備補助金交付申請書	1部
1 森林整備事業実施内訳書	
2 施業図	
3 施業箇所位置図(5万分の1地形図)	
4 樹苗需給確認証(樹苗需給確認の対象樹種に限る。)	
5 搬出材積集計表(森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐、耕作放棄地等森林造成の間伐及び更新伐並びに花粉発生源対策促進事業の花粉発生源植替えの申請に限る。)	
6 社会保険等加入状況調査表	
7 補助金の申請書提出及び代理受領に関する委任状(代理人を定めて提出する場合に限る。)	
8 森林作業道に係る出来高設計書	
9 実行経費内訳書	
10 森林作業道整備線形図(ただし、2の施業図に必要事項を記載した場合は添付を省略することができる。)	
11 事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書等の写し等	
12 施業面積等一覧表(森林共同施業団地対象民有林における間伐又は更新伐の申請に限る。)	
13 伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は伐採及び伐採後の造林の届出書の提出を要しなかったことを示す書類(人工造林及び樹下植栽等に限る。)	
14 森林所有者であること及び施行所在地を確認できる書類の写し	
15 その他所管する局長が必要と認める書類	

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の森林整備補助金交付規則の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。